

平成30年8月1日
大臣官房官庁営繕部
設備・環境課

施工合理化技術導入の更なる促進に向けて ～「公共建築工事成績評定要領作成指針」の改定～

・国土交通省は、施工者の提案による施工合理化技術の導入を工事成績で評価する取組について全国の公共建築工事に普及させるため、今般、「公共建築工事成績評定要領作成指針」を改定し、公共発注機関へ通知しました。

- 公共建築工事の生産性向上のためには、施工者への施工合理化技術の提案を促し、積極的に導入していく必要があり、昨年12月に直轄工事の成績評定要領を改定し、施工合理化技術が提案・導入された場合の成績の評価方法を明確にしました。
- これを全国の公共建築工事に普及させるため、今般、「公共建築工事成績評定要領作成指針」(※1)の改定を中央官庁営繕担当課長連絡調整会議(※2)及び全国営繕主管課長会議(※3)で申し合わせ、全国の公共建築工事の発注機関へ通知しました。
 - ※1 公共建築工事の成績評定要領を各発注機関が作成するにあたり、標準的な項目及び項目ごとの記載の考え方を定めたもので、両会議にて平成19年に申し合わせたもの
 - ※2 中央官庁の営繕担当課長が構成員の会議
 - ※3 国土交通省、全国の都道府県、政令市の営繕担当課長が構成員の会議
- 今回の改定により、全国の発注機関の工事成績評定要領が見直され、公共建築工事において施工合理化技術の導入が一層促進されることが期待されます。
- 今回の主な改定内容は、工事成績評定の考査項目運用表の創意工夫のうち、以下のとおりです。
 - ・ 施工管理において、プレハブ化、ユニット化、自動化施工(ICT施工、ロボット活用等)、BIM、ASP等を活用したもので、施工合理化に資するものを加点対象とし、さらに準備・後片付け、安全衛生、NETIS等においても、施工合理化技術を活用して効果があった場合は、加点対象とすることを明記する。

改定箇所：公共建築工事成績評定要領作成指針

別紙-1「考査項目別運用表(公共建築工事)」(主任技術評価官用)の「考査項目：5. 創意工夫」「細別：■施工管理関係」の第5項目、同表欄外ほか

参考リンク：公共建築工事成績評定要領作成指針について

http://www.mlit.go.jp/gobuild/hinkaku_seiseki_hyoutei.html

営繕工事における働き方改革の取組について

http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000040.html

<お問い合わせ先>

国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課 柳沼、小林

TEL：代表 03-5253-8111 (内線 23753、23757) 直通 03-5253-8247

FAX：03-5253-1544